

(公財) 広島市みどり生きもの協会管理運営施設へのキャッシュレス決済導入等業務に係る基本仕様書

1 業務名

(公財) 広島市みどり生きもの協会管理運営施設へのキャッシュレス決済導入等業務

2 目的

広島市安佐動物公園（以下「動物公園」という。）、広島市植物公園（以下「植物公園」という。）及び広島市森林公園昆虫館（以下「昆虫館」という。）の入園料及び入館料並びに動物公園の駐車場料金の支払手段に、クレジットカード、電子マネー及びQRコード（以下「クレジットカード等」という。）によるキャッシュレス決済を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の予防策の一環とすることを目的とする。

3 キャッシュレス決済に対応した端末（以下「端末」という。）を設置する施設等（別添位置図及び平面図参照）

- (1) 動物公園 住所：広島市安佐北区安佐町大字動物園
入園料支払窓口並びに第2駐車場及び第3駐車場
(第2駐車場及び第3駐車場は、職員が端末機器を持って料金徴収を行う。
なお、第1駐車場の料金は、入園料支払窓口で支払う。)
- (2) 植物公園 住所：広島市佐伯区倉重三丁目 495 番地
入園料支払窓口
- (3) 昆虫館 住所：広島市東区福田町字藤ヶ丸 10173 番地
入館料支払窓口

4 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

なお、契約期間満了の日の1か月前までに、発注者、受注者双方からなんら意思表示のない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後この例による。

ただし、更新できる期間は令和9年3月31日までとする。

5 キャッシュレス決済の利用開始日

- (1) 動物公園 令和4年10月1日（土）
(2) 植物公園 令和4年10月1日（土）
(3) 昆虫館 令和4年10月1日（土）

なお、動物公園、植物公園及び昆虫館それぞれ（以下「各園館」という。）が、各園館の加盟登録により使用できるクレジットカード等のブランド（以下「ブランド」という。）のうちから、各園館が必要とするブランドを選択して利用することとする。

また、各園館の利用開始日は、発注者、受注者協議の上、変更可能とする。

6 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとし、受注者は委託契約約款第6条及び第12条に基づき、実施計画書及び実施報告書を発注者に提出するものとする。

- (1) 端末の提供・設置
(2) キャッシュレス決済等を行った入園料、入館料及び駐車場料金（以下、「入園料等」という。）の発注者への入金業務
(3) 運用支援
ア 端末のセットアップのサポート
イ 運用、保守の実施
ウ 端末の操作研修の実施
エ 運用業務に必要なマニュアルの提供
(4) その他、本業務に必要となる業務

7 端末

(1) 仕様等

- ア 操作が簡易であり、1件当たりの決済にかかる時間が短い機器とすること。
- イ ブランドの読み取り・決済が可能であること。また、返金処理が可能であること。(返金処理ができないブランドを除く。)
- ウ QRコード読み取りについては、ストアスキャン方式とすること。
- エ POS機能が利用できること。また、当該POS機能は、以下の「※集計が必要となる区分」に基づき、各園館の料金の種類ごとに、入園料支払窓口等での現金払い分も含めて簡単に会計処理ができるように加え、減免処理等に対応できるものであるとともに、決済日時、支払手段、個人・団体等の区分及び人数、件数、金額等の各種データの集計、蓄積機能を備えていること。

また、当該集計データは、発注者がEXCEL等で使用できる形式に出力できること。このほか、集計可能なデータがあれば提案すること。

※集計が必要となる区分

① 入園料・入館料

【動物公園】

区分		単位	金額
個人で入園する場合	大人	1回につき	510円
	小人		170円
30人以上の団体で入園する場合	大人	1人1回につき	430円
	小人		130円
広島市安佐動物公園等年間共通券	大人	発行日から1年間	1,560円
	小人		510円

(※) この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にはないものをいう。

【植物公園】

区分		単位	金額
個人で入園する場合	大人	1回につき	510円
	小人		170円
30人以上の団体で入園する場合	大人	1人1回につき	430円
	小人		130円
広島市植物公園等年間共通券	大人	発行日から1年間	1,560円
	小人		510円

(※) この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にはないものをいう。

【昆虫館】

区分		単位	金額
個人で入館する場合	大人	1回につき	510円
	小人		170円
30人以上の団体で入館する場合	大人	1人1回につき	430円
	小人		130円
昆虫館等年間共通券	大人	発行日から1年間	1,560円
	小人	有効	510円

(※) この表において、「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にはないものをいう。

② 駐車場料金

【動物公園】

区分	単位	金額
大型自動車及び中型自動車並びに準中型自動車(車両総重量が5,000キログラム以上のもの又は最大積載量が3,000キログラム以上のものに限る。)	1台1回につき	1,400円
		450円

(※) この表において、「大型自動車」、「中型自動車」、「準中型自動車」又は「普通自動車」とは、それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車をいう。

- オ 必要に応じて、減免及び割引券(クーポン)等に関する任意の項目を運用開始後にも追加できる仕様とすること。(減免及び割引券(クーポン)の内容については別紙のとおり。ただし追加となる可能性がある。)
- カ 端末画面又はWeb上で決済承認済の確認が可能であること。また、決済したデータは、その日の閉館後、速やかに当日分のデータが集計され、端末画面又はWeb上で当該集計データの確認が可能であること。
- キ 端末は各園館の設置場所から決済センター(金融機関へオンライン網で接続し、端末からの決済要求を処理する機関)まで、無線(Wi-Fi、3G又はLTE)で通信が可能であること。
- ク PCI DSS (Payment Card Industry Data Standard) の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。
- ケ 読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。
- コ カードリーダーのセキュリティは、PCI PTS (PIN Transaction Security) 認定を取得していること。
- サ 領収書の発券機能を有していること。
- シ 携帯できる寸法及び重量であること。

(2) 調達物品及びその数

ア 各園館の端末の台数は以下のとおりとすること。

※レシート用ロール紙等の消耗品費は、発注者による負担も可とする。

施設名	端末台数
動物公園	7台（入園料支払窓口3台、駐車場4台）
植物公園	2台
昆虫館	1台

- イ 上記(1)の仕様等を満たす端末等一式については、応募者が提案すること。
- ウ 調達物品は新品であること。
- エ 契約期間中、端末が故障したときにおいて、その原因が受注者によるものではない場合は、発注者が修理又は交換を行うこと。
- オ 当該物品名及び所要台数、購入／賃貸借の別、税込価格その他必要物品・経費を見積書に明示すること。その場合においても、総額は「(公財)広島市みどり生きもの協会管理運営施設へのキャッシュレス決済導入等業務公募型プロポーザル手続開始の公示兼応募説明書」の3-3に示す上限額を上回らないこと。
- カ 決済センターとの通信にインターネット環境の整備が必要となる場合も、見積書に明記すること。
- キ その他、運用上の条件があれば、提案書に明示すること。

8 入園料等入金業務

(1) 入園料等入金業務の対象となる料金

上記7(1)エ※集計が必要となる区分のとおり

ただし、減免等により金額変更を行った料金を含む。

(2) 利用可能なブランド

以下のア、イ、ウのブランドが利用可能な端末を導入し、その他のブランドについては提案によるものとする。また、上記5のとおり各園館は利用するブランドを選択できることとし、利用開始日及び廃止日をそれぞれのブランドごとに決めることができるものとする。

ア クレジットカード

Visa、Mastercard、JCBのうち2社以上

イ QRコード

PayPay

ウ 電子マネー

ICOCA

(3) 入園料等の入金方法等

入園料等の発注者への入金方法は、ブランドに代わり受注者が立替払いをする「立替払い方式」とする。

ア 決済した料金は、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合はその前日）までに、決済手数料と相殺した金額を発注者が指定する口座に振り込むこと。

イ 月ごとのキャッシュレス決済により入園料支払窓口等で支払われた入園料等の内訳明細、決済手数料及び相殺後の入金金額の明細をブランドごとに表示し、各園館の指示により翌月10日までに各園館に提出、又は、翌月の10日までにWeb上等で各園館が確認できるようにし、入園者等と差異がある場合、内容を精査し、修正すること。

なお、3月分については、4月初旬に明細内容を各園館が確認できるようにすること。

ウ 料金を発注者が指定する口座に振り込む際の振込手数料は、受注者が負担すること。

エ 受注者は、帳簿を備え付け、これに入金事務に関する以下の事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。その保存期間は、入金事務を実施した日の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

① 入金事務を実施した対象に関するデータ

② 有効性確認結果

③ 支払い承認結果

(4) その他

- ア 受注者は本業務に係る処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に申請し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
イ ブランドの追加等の将来的な機能追加については都度提案すること。

9 運用支援（セットアップ・保守・研修の実施）

(1) 端末のセットアップのサポート

- ア 上記5に記載する利用開始日より前に、端末の設置、セットアップのサポートを行うこと。
また、利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポップ等を用意すること。
イ 導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

(2) 保守対応

- ア ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。
イ 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。
ウ 年間を通じて夜間休日等にかかわらず、常時、障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、各園館業務への影響が最小限になるよう対応すること。

なお、各園館の休園日は原則以下のとおりであるが、祝日と休園日が重なる場合は開園するなど臨時開園等をする場合があるため、受注者は事前に各園館に開園日を確認しておくこと。

- ・動物公園の休園日は、木曜日及び12月29日から翌年1月1日
- ・植物公園の休園日は、金曜日及び12月29日から翌年1月3日
- ・昆虫館の休館日は、水曜日及び12月29日から翌年1月3日

(3) 端末の操作研修期間

令和4年〇月〇〇日（〇）～令和4年9月30日（金）

※研修日、時間、研修回数及び研修場所は協会本部及び各園館と協議し、決定するものとする。

なお、研修受講予定者数は表1のとおりである。

(4) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを協会本部及び各園館に納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についても図や写真を用いて分かりやすく記載すること。

10 導入経費等の支払

決済手数料を除くキャッシュレス決済の導入等に係る経費は、提案書による金額を委託契約款第13条に基づき、検査後、受注者の請求により発注者は支払うものとする。

（支払予定日　請求日から30日以内）

※毎月の支払額は提案書に基づき発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

契約日から利用開始日までに発生する経費は、令和4年10月分に含めて支払うこととする。

年月	委託料	支払期限
令和4年10月	円	請求日から30日以内
令和4年11月	円	請求日から30日以内
令和4年12月	円	請求日から30日以内
令和5年1月	円	請求日から30日以内

令和5年2月	円	請求日から30日以内
令和5年3月	円	請求日から30日以内

1.1 決済手数料の支払

上記8(3)のとおり決済手数料は、発注者への入園料等の入金時に入園料等と相殺するものとし、入園料等、決済手数料及び相殺後の入金金額の明細を各園館の指示により翌月10日までに各園館に提出、又は、翌月の10日までにWeb上等で各園館が確認できるようにすること。なお、ブランド別の決済手数料率は以下のとおりである。

※決済手数料率はブランド別に提案すること。

(決済手数料率の内訳)

決済手段	ブランド	1決済当たりの 決済手数料率(%) (消費税込)
クレジットカード		
電子マネー		
QRコード (スマートフォン決済)		

1.2 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (3) 受注者は、業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。
- (4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) 本業務に関する契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により消費税額等に変動が生じた場合は、後日、変更契約を締結する。
- (6) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (7) 受注者が本業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。
ただし、業務の一部について、あらかじめ発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- (8) 本仕様書に明示なき事項、業務上疑義が発生した場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者双方協議により業務を進めるものとする。

表1 研修受講予定者数

施設名	常勤職員	嘱託職員・臨時職員	計
動物公園	5	10	15
植物公園	4	6	10
昆虫館	3	6	9

(参考) 入園料等収入金額

施設名	設置場所	年度	収入金額	
			10月～3月分	年度全体(4月～3月分)
動物公園	入園料支払窓口	令和元年度	39,630千円	97,673千円
	駐車場	令和元年度	21,850千円	47,023千円
動物公園計	-	-	61,480千円	144,696千円
植物公園	入園料支払窓口	令和元年度	18,775千円	52,874千円
昆虫館	入館料支払窓口	令和2年度	4,884千円	11,591千円
合計	-	-	85,139千円	209,161千円

※動物公園及び植物公園については、新型コロナウイルス感染症の影響が少なかった令和元年度の収入を見込んでいる。

昆虫館については、平成30年豪雨災害の影響により令和元年度の収入が少ないため、令和2年度収入を基に見込んでいる。

